

規格・基準等の事前意図公告

[貿易の技術的障害に関する協定 2.9.1 及び 5.6.1 に基づく公告です。]

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について

下記のとおり、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する予定ですので、お知らせします。ご意見のある場合には、下記の要領でご提出ください。

記

1. 件 名 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について
2. 対 象 品 目 自動車(関税番号 87.02、87.03 及び 87.04)
3. 趣旨及び目的 幼児専用車の安全な運行及び非常時の脱出性の確保のため、幼児専用車に備える非常口の近傍には保護者用の座席を備えなければならないこととする。
4. 施行予定日 2017 年 10 月
5. 意見提出先 国土交通省自動車局技術政策課
東京都千代田区霞が関 2-1-3 (〒100-8918)
電話 03-5253-8111 : 内線 42255 (技術政策課)
FAX 03-5253-1639 (技術政策課)
6. 意見提出期限 通報開始日より 60 日後